



第3章 安城市がめざす協働の姿

1 基本理念

本市では、「安城市市民協働推進条例」を平成24年10月に施行し、市民協働の推進に関する基本的事項を定めています。

この条例において、市民協働の基本理念を次のとおりとしています。

安城市市民協働推進条例

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

- (1) 互いに自立し、自主的に行動すること。
- (2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。
- (3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。
- (4) 目標を共有し、その達成に努めること。
- (5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。
- (6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。

本計画においても、この基本理念に基づき、市民協働を推進していくこととします。

また、安城市市民協働推進計画のキャッチフレーズを指針と同じく、次のとおりとします。

「安城市市民協働推進計画」キャッチフレーズ

みんなで吹かそう！ 協働の風

2 基本方針

【基本方針1】 市民協働に関する 情報の収集及び提供

- 市民協働の推進には市民活動に関する理解の促進が必要不可欠であることから、多様な手法・媒体を通して、市の取組や市民協働に関する情報をわかりやすく提供することで市民の協働意識の醸成を図ります。
- 市民活動団体の組織や活動をPRすることで、市民の関心を高め、市民活動への参加のきっかけづくりを行います。

【基本施策】

(1)協働意識の醸成

(2)多様な媒体を活用した情報の発信・共有

(3)市民活動への参加のきっかけづくり

【基本方針2】 市民協働の 担い手の育成

- 市民活動を支える基礎は人材であることから、市民の関心やニーズに応じて、市民活動について様々な学習や活動の機会を提供するとともに、活動の充実に向けて市民活動団体間の連携を促進し、担い手の育成・活用を図ります。
- 市民協働に関する市職員の意識改革を推進するため、市職員のスキルアップ研修の実施だけではなく、NPO法人の現場を体験できる研修等を通じて、共に汗を流すという意識を持った職員を育成します。

【基本施策】

(1)担い手の育成・活用

(2)市職員の意識改革の推進

**【基本方針3】
市民活動がしやすい
環境整備と
活動の支援**

- 市民協働や市民活動を活性化するには、市民活動団体等が会議や作業などの活動をする場と資金の確保が必要不可欠であることから、市民活動の拠点となっている市民活動センター等の施設の連携・活用と市民活動センターのコーディネート機能の充実を図ります。
- 財政的側面や専門的なノウハウの提供等といった側面から市民活動の立ち上げや成長と自立を支援します。

【基本施策】

(1)市民活動拠点施設の活用

(2)市民活動センター機能の充実

(3)市民活動への財政的支援等の充実

(4)専門家派遣による市民活動支援の実施検討

**【基本方針4】
市民協働の
推進体制の充実、
仕組みづくり**

- 市民協働を推進するため、市職員の意識改革や協働推進のための体制を整えるとともに、市民と行政、市民活動団体同士の間にとって協働のコーディネートや支援を行う中間支援組織の設立を支援します。
- より多くの人が協働の意義や内容について関心を高め、理解できるよう、協働事業の実施後の評価を行い、それを広く公開して透明性を確保します。

【基本施策】

(1)市民協働の推進・連携体制の構築

(2)中間支援組織の設立支援

(3)協働事業の評価・報告・公表